

憲 法 (配点 60 点)**【問題】**

以下の【設例】を読み、【設問】に答えなさい。

【設例】

一般旅券（一般旅行者用のパスポート）の発給を受けようとする者は、所定の書類を、都道府県知事を経由して外務大臣に提出し、一般旅券の発給を申請しなければならない（旅券法 3 条 1 項本文）。この申請に基づき、外務大臣は、有効期間が 10 年又は 5 年の数次往復用の一般旅券を発行する（同法 5 条 1 項）。そして、日本国民は、日本からの出国にあたり、有効な旅券を所持し、入国審査官から出国の確認を受けなければ、出国できない（出入国管理及び難民認定法 60 条）。

甲山太郎は、世界各地の紛争地域をめぐり取材を行ってきた著名なジャーナリスト（戦場カメラマン）で、P 戦争における戦争写真により、ジャーナリズム界で最も権威のあるピューリッツァー賞を受賞したこともある。今回、甲山は、他国との戦争状態にある Q 共和国に渡航し、現地を取材する計画を立てた。しかしながら、外務省はすでに、Q 共和国全土につき、渡航中止勧告及び避難勧告（なお、これらに法的拘束力はない。）を発出していた。

新聞報道により甲山の上記渡航計画を知った外務省は、甲山に対し、Q 共和国での戦闘が激化していることを伝え、渡航中止を求めたが、甲山は、「海外メディアのほか、日本のテレビや新聞の記者らは、現在も Q 共和国に滞在し取材を続けている。自分自身も、あくまで現地で安全と判断できた場合に限り自己責任で取材を行う意向である。」と主張し、渡航中止の要請に応じなかった。

そのため、外務大臣は、甲山に対し、旅券法 19 条 1 項 4 号（本件規定）に基づき、一般旅券の返納命令を発出した（本件処分）。その理由を通知する書面には、「甲山は、Q 共和国へ渡航する意思を明らかにしているところ、甲山の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる。」と記されていた。

そこで、甲山は、本件処分の取消訴訟を提起することとした。

【設問 1】 (配点 10 点)

海外渡航の自由（外国旅行の自由）の憲法上の保障について、憲法の条文を挙げて、説明しなさい。

【設問 2】 (配点 20 点)

報道の自由と取材の自由の憲法上の保障について、憲法の条文を挙げて、説明しなさい。

【設問 3】 (配点 30 点)

設問 1 及び 2 を踏まえ、本件規定及び本件処分の憲法適合性について論じなさい。

<参照法令>

○ 旅券法（昭和26年法律第267号）

（一般旅券の発給等の制限）

第13条 外務大臣……は、一般旅券の発給……を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給……をしないことができる。

- 一 渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者
- 二 死刑、無期若しくは長期2年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

四～六 （略）

- 七 前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 （略）

（返納）

第19条 外務大臣……は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

- 一 一般旅券の名義人が第13条第1項各号のいずれかに該当する者であることが、当該一般旅券の交付の後に判明した場合
- 二 一般旅券の名義人が、当該一般旅券の交付の後に、第13条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合
- 三 錯誤に基づき、又は過失により、旅券の発給……をした場合
- 四 旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合
- 五 一般旅券の名義人の渡航先における滞在が当該渡航先における日本国民の一般的な信用又は利益を著しく害しているためその渡航を中止させて帰国させる必要があると認められる場合

2～6 （略）

（罰則）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五 （略）

- 六 第19条第1項の規定により旅券の返納を命ぜられた場合において、同項に規定する期限内にこれを返納しなかつた者

七 （略）

2～4 （略）

以上